

(国際登録の存続期間の更新の申請)
 第六十八條の五 国際登録の名義人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第七條(1)に規定する国際登録の存続期間の更新(以下「国際登録の存続期間の更新」といふ。)の申請を特許庁長官にすることができ、
 (国際登録の名義人の変更の記録の請求)
 第六十八條の六 国際登録の名義人又はその譲受人は、通商産業省令で定めるところにより、議定書第九條に規定する国際登録の名義人の変更(以下「国際登録の名義人の変更」といふ。)の記録の請求を特許庁長官にすることができ、
 2 前項に規定する請求は、国際登録において指定された商品若しくは役務ごと又は国際登録が効力を有する締約国ごとに行うことができる。

(商標登録出願に関する規定の準用)
 第六十八條の七 第七十七條第二項において準用する特許法第十七條第三項(第三号に係る部分に限る。)及び同法第十八條第一項の規定は、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に準用する。
 (通商産業省令への委任)
 第六十八條の八 第六十八條の二から前条までに定めるもののほか、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に関し議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。

第二節 国際商標登録出願に係る特例
 (領域指定による商標登録出願)
 第六十八條の九 日本国を指定する領域指定は、議定書第三條(4)に規定する国際登録の日(以下「国際登録の日」といふ。)(にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合、議定書第三條(2)の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第一條(1)に規定する国際事務局の登録簿(以下「国際登録簿」といふ。)(に記録された日(以下「事後指定の日」といふ。)(にされた商標登録出願とみなす。

2 日本国を指定する国際登録に係る国際登録簿における次の表の上欄に掲げる事項は、第五條第一項の規定により提出した願書に記載された同表の下欄に掲げる事項とみなす。

国際登録の名義人の氏名又は名称及びその住所	商標登録出願人の氏名又は名称及び住所
国際登録の対象である商標	商標登録を受けようとする商標
国際登録において指定された商品又は役務及び当該商品又は役務の類	指定商品又は指定役務並びに第六條第二項の政令で定める商品及び役務の区分

 (国際商標登録出願の特例)
 第六十八條の十 前条第一項の規定により商標登録出願とみなされた領域指定(以下この章において「国際商標登録出願」といふ。)(に係る登録商標(以下この条において「国際登録に基づく登録商標」といふ。)(がその商標登録前の登録商標(国際登録に基づく登録商標を除く。以下この条において「国内登録に基づく登録商標」といふ。)(と同一であり、かつ、国際登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務が国内登録に基づく登録商標に係る指定商品又は指定役務と重複している場合であつて、国際登録に基づく登録商標に係る商標権者と国内登録に基づく登録商標に係る商標権者が同一であるときは、国際商標登録出願はその重複している範囲については、国内登録に基づく登録商標に係る商標登録出願の日(以下「国際登録の日」といふ。)(とみなす。
 2 第六十八條の三十一第三項及び第四項の規定は、前項の国際商標登録出願に準用する。
 (出願時の特例)
 第六十八條の十一 国際商標登録出願については、第九條第二項の規定の適用については、同項中「商標登録出願」とあるのは、国際商標登録出願の日から三十日以内とする。
 (出願の分割の特例)
 第六十八條の十二 国際商標登録出願については、第十條の規定は、適用しない。
 (出願の変更の特例)
 第六十八條の十三 国際商標登録出願については、第十一條及び第六十五條の規定は、適用しない。

(出願公開に係る商標公報の掲載事項の特例)
 第六十八條の十四 国際商標登録出願については、第十二條の二第二項の規定の適用については、同項第二号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)とする。(パリ条約等による優先権主張の手続の特例)
 第六十八條の十五 国際商標登録出願については、第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條第一項から第四項までの規定は、適用しない。
 2 国際商標登録出願についての第十三條第一項において読み替えて準用する特許法第四十三條の二第三項において準用する同法第四十三條第一項の規定の適用については、同項中「特許出願と同時に」とあるのは、「国際商標登録出願の日から三十日以内」とする。
 (商標登録出願により生じた権利の特例)
 第六十八條の十六 国際商標登録出願については、第十三條第二項において準用する特許法第三十四條第四項の規定の適用については、同項中「相続その他の一般承継の場合を除き、特許庁長官」とあるのは、「国際事務局」とする。

2 国際商標登録出願については、第十三條第二項において準用する特許法第三十四條第五項から第七項までの規定は、適用しない。
 (国際登録の名義人の変更に伴う国際商標登録出願の取扱い)
 第六十八條の十七 国際登録の名義人の変更により国際登録において指定された商品又は役務の全部又は一部が分割して移転されたときは、国際商標登録出願は、変更後の名義人についてのそれぞれの商標登録出願になつたものとみなす。
 (補正後の商標についての新出願の特例)
 第六十八條の十八 国際商標登録出願については、第十七條の二第一項又は第五十五條の二第三項(第六十條の二第二項において準用する場合を含む。)(において準用する意匠法第十七條の三の規定は、適用しない。
 2 国際商標登録出願については、第十七條の二第二項において準用する意匠法第十七條の四の規定は、適用しない。

(商標権の設定の登録の特例)
 第六十八條の十九 国際商標登録出願については、第十八條第二項の規定の適用については、同項中「第四十條第一項の規定による登録料又は第四十一條の二第一項の規定により商標登録をすべき旨の査定若しくは審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に納付すべき登録料の納付があつたときは」とあるのは、「商標登録をすべき旨の査定又は審決があつたときは」とする。
 2 国際商標登録出願についての第十八條第三項の規定の適用については、同項第三号中「商標登録出願の番号及び年月日」とあるのは、国際登録の番号及び国際登録の日(事後指定に係る国際商標登録出願の場合は事後指定の日)と、同項第五号中「登録番号及び設定の登録の年月日」とあるのは、「国際登録の番号及び設定の登録の年月日」とする。
 (国際登録の消滅による効果)
 第六十八條の二十 国際商標登録出願は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について取り下げられたものとみなす。
 2 前条第一項の規定により読み替えて適用する第十八條第二項の規定により設定の登録を受けた商標権(以下「国際登録に基づく商標権」といふ。)(は、その基礎とした国際登録が全部又は一部について消滅したときは、その消滅した範囲で指定商品又は指定役務の全部又は一部について消滅したものとみなす。
 3 前二項の効果は、国際登録簿から当該国際登録が消滅した日から生ずる。
 (国際登録に基づく商標権の存続期間)
 第六十八條の二十一 国際登録に基づく商標権の存続期間は、その国際登録の日(その商標権の設定の登録前に国際登録の存続期間の更新がされているときは、直近の更新の日)から十年をもつて終了する。
 2 国際登録に基づく商標権の存続期間は、国際登録の存続期間の更新により更新することができる。
 3 国際登録の存続期間の更新があつたときは、その国際登録に基づく商標権の存続期間は、その満了の時に更新されるものとする。
 4 国際登録の存続期間の更新があつたときは、その国際登録に基づく商標権は、その存続期間の満了の時にさかのぼつて消滅したものとみなす。

2 前項に規定する請求は、国際登録において指定された商品若しくは役務ごと又は国際登録が効力を有する締約国ごとに行うことができる。
 (商標登録出願に関する規定の準用)
 第六十八條の七 第七十七條第二項において準用する特許法第十七條第三項(第三号に係る部分に限る。)及び同法第十八條第一項の規定は、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に準用する。
 (通商産業省令への委任)
 第六十八條の八 第六十八條の二から前条までに定めるもののほか、国際登録出願、事後指定、国際登録の存続期間の更新の申請及び国際登録の名義人の変更の記録の請求に関し議定書及び議定書に基づく規則を実施するため必要な事項の細目は、通商産業省令で定める。
 第二節 国際商標登録出願に係る特例
 (領域指定による商標登録出願)
 第六十八條の九 日本国を指定する領域指定は、議定書第三條(4)に規定する国際登録の日(以下「国際登録の日」といふ。)(にされた商標登録出願とみなす。ただし、事後指定の場合、議定書第三條(2)の規定により国際登録に係る事後指定が議定書第一條(1)に規定する国際事務局の登録簿(以下「国際登録簿」といふ。)(に記録された日(以下「事後指定の日」といふ。)(にされた商標登録出願とみなす。